

記者発表資料
令和4年12月19日
地域交通政策課
担当：交通政策班 赤間
交通安全班 佐々木
電話：022-211-2436, 2438

宮城県定時定路線・生活維持支援金について

県は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期にわたるとともに、原油価格の高騰により経営に大きな影響が出ている中でも、地域の足の確保のため必要な機能を維持した交通事業者等、また、観光需要の低迷が長期にわたり、団体旅行のキャンセルや延期等が相次ぐとともに、原油価格の高騰により厳しい経営状況が続いている貸切バス事業者に対して、その事業継続を支援し、県民生活への影響を回避するため、「宮城県定時定路線・生活維持支援金」を交付します。

令和4年12月26日（月）から申請受付を開始します。

記

1 支援金の概要

(1) 対象事業者の概要

県内に事業所を有し、令和4年10月1日から交付申請日までの間、継続して事業を実施し、交付申請日以降も事業を継続する予定の事業者

(2) 支援金の額

①乗合バス事業者 交付対象車両1台につき25万円

②タクシー事業者 1事業者につき10万円に加え、対象車両1台につき3万円を加算
(台数による加算は1人1車制個人タクシーを除く)

③運転代行業者 1事業者につき5万円に加え、対象車両1台につき3万円を加算

④貸切バス事業者 1事業者につき25万円に加え、対象車両1台につき5万円を加算

⑤福祉タクシー事業者 1事業者につき5万円に加え、対象車両1台につき2万円を加算

なお、②と⑤の両方で交付申請する場合、基本額・台数による加算額は、一方の事業者分のみ申請可能とします。

(3) その他

交付対象車両の要件や申請書記載例等は、県地域交通政策課ホームページを御覧ください。

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/soukou/04teiziteirosensienkin2.html>

※ホームページは12月26日（月）更新予定です。

2 申請書の受付期間及び提出書類等

(1) 受付期間

令和4年12月26日（月）から令和5年1月31日（火）まで【当日消印有効】

(2) 提出書類

申請書及び添付書類（交付対象車両の自動車検査証の写しほか）

(3) 提出先

宮城県企画部地域交通政策課交通政策班 宮城県定時定路線・生活維持支援金 担当宛て
〒980-8570 仙台市青葉区本町3丁目8番1号

電話 022-211-2436（バス、タクシー関係）、022-211-2438（自動車運転代行関係）

(4) 提出方法

上記の提出先へ郵送により提出